

事務処理規程の記載内容に関するご相談は弊社では受け付けておりません。
お手数ですが、顧問税理士や会計士、また国税庁にお問い合わせください。

(スマホインボイス FinFin 法人利用の例)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、**会社名を記載**において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、**会社名を記載**の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、**責任者名を記載**とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ウェブサービスを利用した請求書等の授受
- 四 クラウドサービスを利用した請求書等の授受
- 五 ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用した請求書等の授受
- 六 USBメモリやDVDなどの記録媒体を利用した請求書等の授受

過不足があれば編集。

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、第6条に定める保存先に**10年間**保存する。

(対象となるデータ・保存先)

第6条 保存する取引関係情報とその保存先は以下のとおりとする。

必要に応じて編集して表を完成させてください。

また、保存先が複数のサービスとなる場合は、各サービスが検索要件・保存要件を満たしていることを確認してください。

書類の名称・内容	保存先
領収書 (控え)	スマホインボイス FinFin にて訂正削除の記録を残す運用とする。
領収書	
請求書 (控え)	
請求書	
納品書 (控え)	
納品書	
見積書 (控え)	
見積書	

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 ○○部△△課 課長 XXXX
- 二 処理責任者 ○○部△△課 係長 XXXX

(保存先に取り込む前の訂正削除の禁止)

第8条 取引関係情報の内容について、保存先に取り込む前(訂正削除の記録が残らない状態)の訂正削除は禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、下記の内容を記載もしくは利用サービスで自動記録する。

- (ア)対象の情報を識別する ID
- (イ)取引先名
- (ウ)訂正・削除日付
- (エ)訂正・削除内容
- (オ)訂正・削除理由
- (カ)処理担当者名

- 2 訂正及び削除の申請を受けた承認者は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
- 3 承認者が承認した場合、訂正及び削除の内容を確定情報として扱うものとする。
- 4 事後に訂正削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正及び削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

第10条 この規程は、○年○月○日から施行する。